

草津市基盤施設指定管理者選定評価委員会 プレゼンテーション実施要領

事業者における応募に係るプレゼンテーションについて

1 プレゼンテーションの方法について

プレゼンテーションの方法については、各事業者の判断によるものとします。

提案書のほか、資料をスクリーンに映してのプレゼンテーションも可とします。

なお、プレゼンテーション実施時に別途資料を配布する場合は、実施日時の3日前までに提出してください。

2 発表時間および発表者数について

発表時間は15分（準備・片付け除く）を基本とし、発表者（補助者等含む）は3人以内とします。

3 質疑応答について

発表後、質疑応答を30分程度行います。委員からの質問への回答をお願いします。

4 パソコン等の使用について

発表において、パソコンを使用する場合は、市のWEB会議パソコンを申請者が操作してプレゼンテーションを実施します。よって、事業者の持ち込みパソコンは使用できません。

5 傍聴について

当委員会は、原則公開※としますが、審査・採決については、委員の率直な意見の交換または意思決定の中立性を確保するため、非公開とします。

※事業者によるプレゼンテーションおよび質疑を公開します。

※なお、申請書類（プレゼンテーション時に使用する資料を除く。）については、事業者のノウハウや個人情報が含まれるため、傍聴者の閲覧は不可とさせていただきます。

6 その他

発表者は事務局が指定する控室で事務局職員が呼びに行くまで待機していただきます。

発表の順は原則、申請受付の遅い順となります。（応募状況に応じて変更する場合有り）